

2026年4月22日

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

発行済み未使用手形・小切手の買戻しについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い、2026年3月31日をもって手形・小切手の発行を終了いたしました。つきましては、発行済み未使用手形・小切手の買戻しを行うことといたしましたのでお知らせいたします。

全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との最終目標を掲げており、当行でも手形・小切手の電子化が円滑に行われるようお客さまの電子化支援を継続して実施してまいります。

記

1. 実施内容

受付期間	2026年5月1日（金）～2026年9月30日（水） 注. 上記期間内に当行が受付したものに限りま
買戻対象	2024年4月以降に当行が発行した未使用手形・小切手 注. 書き損じ等の手形・小切手は対象外です
買戻金額	1枚につき110円（税込） 注. 手形・小切手発行手数料と同額で買戻しします
申込方法	「未使用手形・小切手用紙返却届出書」（以下「届出書」といいます。） および買戻しを希望する未使用手形・小切手をご郵送ください。 <届出書送付先> 〒980-0801 仙台市青葉区木町通二丁目1番12号 七十七銀行 事務センター内 事務サポート第三課 手形センター
入金方法	届出書到着日の翌月末までに指定口座へご入金します

2. お客さまの電子化支援

当行では手形・小切手の代替サービスをご用意のうえ、電子化への支援を行っておりますので詳しくはお取引の営業店へご相談ください。

<主な代替サービス>

- ✓ インターネットバンキングによるお振込み
- ✓ 電子記録債権（でんさい）の発生記録請求

以 上

ご記入・ご捺印後、未使用用紙が綴られた「手形帳」「小切手帳」とともに
下記のあて先まで郵送してください。

〒980-0801

仙台市青葉区木町通二丁目1番12号

七十七銀行事務センター内 事務サポート第三課 手形センター

未使用手形・小切手用紙 返却届出書

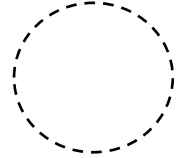
年 月 日

株式会社七十七銀行 御中

おところ

おなまえ

当座届出印



未使用用紙（約束手形・為替手形・小切手）を下記のとおり貴行に返却します。
未使用用紙は、貴行において廃棄・裁断処分をしてください。

記

1. 返却内容 ※書き損じ等の手形・小切手は対象外です。

○	約束手形	枚	○	為替手形	枚	○	小切手	枚
(記番号)			(記番号)			(記番号)		
自 ~ 至			自 ~ 至			自 ~ 至		
自 ~ 至			自 ~ 至			自 ~ 至		

2. 入金口座 ※返却内容を確認後、本届出書到着の翌月末までに下記口座へ入金します。

支店名	支店						
口座番号 (当座預金)							

3. 連絡担当者 ※入金完了後、上記「おところ」欄記載のご住所あてに「精算書」を送付します。

お役職名	お名前	電話番号

以上

《 銀行使用欄 》

